

法律問題

— 相続（相続人の範囲） —

Q Aさん（65歳男性）が亡くなった場合、次の人は相続人になるのでしょうか？

- ①「入籍はしていない内縁の妻」がいた場合
- ②「再婚相手の連れ子」がいた場合
- ③「既に亡くなった長男の嫁」がいた場合

相続とは、人の財産などの権利や義務を、その人の死後、配偶者や子どもなどの特定の人に受け継がせることをいいます。

現在の法律の下では、生前に自己の財産を自由に処分できるのと同じように、原則として死後においてもその財産の処分は自由です。そして、死後の財産処分的手段として用いられているのが、「**遺言**（「ゆいごん」または「いごん」）」です。

ただし、もし遺言が残されていない場合には、**法律上定められたルールの下で相続人が決められる**ことになります。では、どのようなルールで相続人は決まるのでしょうか。

民法では、亡くなった人（被相続人）と一定の身分関係にある人を相続人とし、その範囲や順位を定めています。これによると、亡くなった人の子どもが第一順位の相続人となっています。そして、第一順位の子どもがいない場合には、直系尊属（父親、

母親など）、兄弟姉妹の順で第二、第三順位として続くことになります。また、この順位とは別に、配偶者は常に相続人となります。つまり、夫、妻、長男の3人家族を例にすると、夫が亡くなった場合、妻と第一順位にあたる長男がそれぞれ相続人となります。

それでは、ご相談の例の場合にはどうなるのでしょうか。

ここで、相続人となりうる配偶者とは、婚姻の届出がなされている夫婦関係における夫や妻を指します。よって、①の場合、Aさんの内縁の妻は相続人には当たりません。

次に、②の場合、母親（あるいは父親）が再婚することによって、相手方の男性（あるいは女性）と連れ子との間で当然に法律上の親子関係が発生するわけではありません。よって、特にAさんと連れ子との間で養子縁組がなされていない限り、相続人たる子には当たりません。

③の場合は、子ども、直系尊属（Aさんの両親など）、兄弟姉妹あるいは配偶者のいずれにも当たりません。したがって、原則として、亡き息子の嫁に、義理の両親に対する相続資格はありません。

法テラス高森法律事務所

阿蘇世界文化遺産リレーコラム ～わがまち自慢の世界遺産～

阿蘇世界文化遺産リレーコラム第8回は、西原村から「白糸の滝」についてのご紹介です。

コラム第8回

「白糸の滝」

担当：西原村

西原村の滝地区にある白糸の滝は、夏には涼を求めて村内外からたくさんのかたが訪れる村を代表する名勝です。約20mの高さから流れ落ちるこの滝は、別名「寄姫（よりひめ）の滝」とも呼ばれていました。寄姫とは人の名前で、妖しく悲しい伝説が残されていることも、この滝を神秘的なものにしています。

近年は周辺が整備され、夜間ライトアップ（期間限定）なども行っています。また、一般にはあまり知られていませんが、この滝は二段で構成されている滝で、少し上流に同様規模の滝がもうひとつあります。

滝の背景には石垣を組んだような石群がありますが、これは柱状節理といって約10万年前の阿蘇の噴火による火砕流が、冷えて固まり石になる際に縮んで亀裂が

入ったものです。太古の火山の営みが現代の私たちに神秘的な景観を見せてくれています。

古来より自然と人が共存してきた阿蘇。この普遍的な文化遺産をいかに守っていくかが、ここに暮らす私たちの課題であると思います。



◆次回のコラムは、熊本県が担当します。